

(資料五)

令和四年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例	2
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部 を改正する条例	3
島根県手数料条例の一部を改正する条例	4
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	6
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	7
島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	9
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ...	9
島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	10
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	10
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	10
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	11

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	11
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	12
県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	12
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	13
島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	14
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	16
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	17

第24号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件の見直し及び青年農業者等早期経営安定資金に係る事業の終了に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 青年農業者等早期経営安定資金関係

返還債務を免除することができる貸付金から青年農業者等早期経営安定資金を削除すること。

(2) 医学生地域医療奨学金関係

次の条件を満たす場合には、債務の全部を免除すること。

ア 大学（自治医科大学を除く。）在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（エに該当する者を除く。）が、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。

イ 大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者を除く。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得していない者にあつては、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日）から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。

ウ 大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者に限る。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。

エ 大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在

学していた者のうち島根県卒として入学し、その課程を修了した者に限る。)が、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(指定医療機関以外従事等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間(臨床研修を受ける期間を除く。))を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。)を除く。)を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事(特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。)したとき。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。ただし、2の(1)については、公布の日から施行する。

第25号議案

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項等の整理

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第26号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行

に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 恩給を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供することができるとする例外規定を削除すること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第27号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の育児休業等について、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止すること。
- (2) 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めること。
- (3) 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が講じなければならない勤務環境の整備に関する措置を定めること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第28号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の給与に関する条例等の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

支給月	改正前	改正後
6月	100分の117.5	100分の115
12月	100分の117.5	100分の115

(2) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改正前	改正後
調査研究業務に従事する者	日額	11,600円	12,000円
	時間額	800円	830円
軽作業に従事する者	日額	6,200円	6,400円
	時間額	800円	830円

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 行政書士法関係手数料

行政書士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
7,000円	10,400円

(2) 高圧ガス保安法関係手数料

ア 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の額の改定

㊦ 乙種化学責任者免状に係るもの

改正前	改正後
9,300円(8,800円)	11,600円(11,100円)

㊧ 丙種化学責任者免状に係るもの

改正前	改正後
8,700円(8,200円)	10,300円(9,800円)

(ウ) 乙種機械責任者免状に係るもの

改正前	改正後
9,300円(8,800円)	11,600円(11,100円)

(エ) 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの

改正前	改正後
9,300円(8,800円)	11,600円(11,100円)

(オ) 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの

改正前	改正後
8,700円(8,200円)	10,300円(9,800円)

イ 高圧ガス販売主任者試験に係る手数料の額の改定

(ア) 第1種販売主任者免状に係るもの

改正前	改正後
7,900円(7,400円)	9,000円(8,500円)

(イ) 第2種販売主任者免状に係るもの

改正前	改正後
6,200円(5,700円)	7,200円(6,700円)

ア及びイの表の()内は、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

ア 保安確保機器の設置及び管理方法の認定に係る手数料の額の改定
認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合

改正前	改正後
110,000円	98,000円

イ 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位

置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

ウ 液化石油ガス設備士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
21,400円(20,900円)	23,200円(22,700円)

()内は、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

(4) 電気工事士法関係手数料

電気工事士免状の書換えに係る手数料の額の改定

改正前	改正後
2,100円	2,700円

(5) 宅地建物取引業法関係手数料

宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
7,000円	8,200円

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第30号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、地方警察職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 地方警察職員が次に掲げる作業に従事したときは、銃器等犯罪捜査従事手当を支給すること。

ア クロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業

イ クロスボウを所持する犯人の逮捕の作業

ウ クロスボウが使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの

(2) (1)に伴う規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年3月15日から適用する。

第31号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 指定講習機関が行う若年運転者講習に係る手数料は、指定講習機関に納付しなければならないこと。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料

銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の額の改定

改正前	改正後
1,800円	1,600円

(3) 道路交通法関係手数料

ア 認知機能検査等に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
認知機能検査員講習	3,910円 (講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の	1,450円 (講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の

	概要について免除する場合には、 あっては、2,130円)	概要について免除する場合には、 あっては、1,200円)
認知機能検査	750円	1,050円

イ 運転技能検査に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
運転技能検査	3,550円

ウ 運転経歴証明書に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
交付	1,010円	1,100円
再交付	1,010円	1,100円

エ 高齢者講習に係る手数料の区分の見直し

改 正 前		改 正 後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
実車あり		実車あり	6,450円
㉮ 合理化	5,100円		
㉯ 高度化	7,950円		
㉺ 臨時	5,800円		
実車なし		実車なし	2,900円
㉮ 合理化	2,250円		
㉯ 高度化	4,450円		
㉺ 臨時	2,350円		

オ 若年運転者講習に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
若年運転者講習	講習 1 時間につき 2,250円

カ 若年運転者講習の通知に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額

若年運転者講習に係る通知を受けた者 (当該講習を受けようとする者に限 る。)	1件につき	900円
--	-------	------

キ 特定任意高齢者講習(簡易講習)及びチャレンジ講習に係る手数料
の廃止

3 施行期日

令和4年5月13日から施行する。ただし、2の(2)については、令和4年
4月1日から施行する。

第32号議案

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

1 提案理由

国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化のた
めの事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県国民健
康保険広域化等支援基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案
を提出する理由である。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の額を算出するための割
合を変更するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を
提出する理由である。

2 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合
の改定

改 正 前	改 正 後
零	10万分の38

- 3 施行期日
令和4年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
引用する条項の整理
- 3 施行期日
令和4年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
引用する省令の題名の改正及び引用する条項の整理
- 3 施行期日
令和4年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に

関する省令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の整備
- (2) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設とみなす特例の期限を令和6年3月31日まで延長すること。

- (2) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の指定障害者支援施設を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期限を令和6年3月31日まで延長すること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立中央病院における診療科目の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県立中央病院の診療科目から小児外科を削除すること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第40号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の昇給及び勤勉手当について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正

ア 教育職員の昇給を行う場合においては、人事委員会規則で定める期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間の懲戒処分等の事由についても考慮するものとする。

イ 勤勉手当は、基準日以前における人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給すること。

(2) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

教職員の昇給を行う場合においては、教育委員会規則で定める期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間の懲戒処分等の事由についても考慮するものとする。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第41号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,563人	1,599人	36人
	事務職員及び技術職員	186人	186人	-
特別支援学校	教育職員	994人	988人	6人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	-
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,026人	5,026人	-
	事務職員及び技術職員	355人	358人	3人

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第42号議案

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 移動等円滑化のために必要な道路の構造基準として、次に掲げる道路及び施設に係る基準を定めること。

ア 自転車歩行者専用道路

イ 歩行者専用道路

ウ 旅客特定車両停留施設

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第43号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

浜田港に貨物上屋を新設することに伴い、港湾施設の使用料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 上屋の使用料の額に係る等級の見直し

供用開始時期	改正前	改正後
令和4年度以降		特等
昭和56年度から令和3年度まで	特等	1等
昭和50年度から昭和55年度まで	1等	2等
昭和49年度以前	2等	3等

(2) 貨物上屋の特等の使用料の額の設定

利用の形態	使用料の額	
利用期間15日以下	1 平方メートル 1 日につき	55円
利用期間16日以上30日以下	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	55円
	16日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	60円
利用期間31日以上 1 年未満	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	55円
	16日から30日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	60円
	31日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	110円
利用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき	20,500円

(3) (2)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた貨物上屋の特等の使用料の額の設定

利用の形態	使用料の額	
利用期間15日以下	1 平方メートル 1 日につき	60円50銭
利用期間16日以上30日以下	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	60円50銭
	16日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	66円
利用期間31日以上 1 年未満	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	60円50銭
	16日から30日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	66円
	31日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	121円
利用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき	22,550円

3 施行期日

令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

第44号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を雲南市及び飯南町へ譲渡し、並びに子育て支援住宅制度を創設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
上郡団地	雲南市
赤名団地	飯石郡飯南町

(2) 子育て支援住宅に係る規定の整備

ア 立地条件、住戸の規模等が子育てに適すると認める県営住宅を「子育て支援住宅」とし、入居資格を子育てを行っている世帯に限ること。

イ 入居期間を定めて入居者を決定すること。

ウ 入居申込者に入居期間に関する書面を交付して説明すること。

エ 入居期間の満了日の1年前から6月前までにその満了日を通知すること。

オ 入居期間を延長することが適当である事情がある場合は、入居期間を延長することができること。

カ 入居期間の満了前であっても、継続して入居することが適当でなくなった日から1年以内に、入居者は住宅を明け渡さなければならないこと。

キ カの場合には、その明渡しの期限を定め、その期限の6月前までに通知すること。

ク 入居期間（オにより延長したときは、延長後の入居期間）が満了したとき又はキの期限が到来したときは、明渡しを請求できること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

飯梨川第三発電所の設備の更新に伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の最大出力の変更

名 称	改正前	改正後
飯梨川第三発電所	250キロワット	270キロワット

3 施行期日

令和4年4月2日から施行する。